

# 出雲市国土強靱化地域計画



令和7年（2025）3月

（令和8年4月改訂）

出雲市

## 目次

I	はじめに	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	4
II	出雲市の地域特性	5
1	地勢	5
2	気象	5
3	人口	6
III	国土強靱化の基本的な考え方	7
1	基本方針	7
2	基本目標	7
3	国土強靱化を進めるうえでの留意事項	7
IV	リスクシナリオの設定	9
1	想定する災害	9
2	被害の想定となる本市の過去の災害	9
3	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	12
V	脆弱性評価	15
VI	国土強靱化のための取組	17
1	施策分野の設定	17
2	施策分野ごとの推進方針	17
VII	計画の推進にむけて	36
1	計画の推進	36
2	計画の進捗管理	36
	《別紙1》リスクシナリオごとの脆弱性評価	37
	《別紙2》リスクシナリオ回避に係る重要業績評価指標（KPI）	57

# I はじめに

---

## 1 計画策定の趣旨

我が国は、その国土の地理的、地形的、気象的な特性ゆえに、数多くの災害に見舞われてきました。そして、災害発生の際に、甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るということを繰り返してきました。

平成23年東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、甚大な災害となったことから、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となりました。

このような状況を踏まえ、平成25年12月に「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。

本市においては、基本法に基づく地域計画として、令和2年9月に出雲市国土強靱化地域計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、県や国など関係者相互の連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

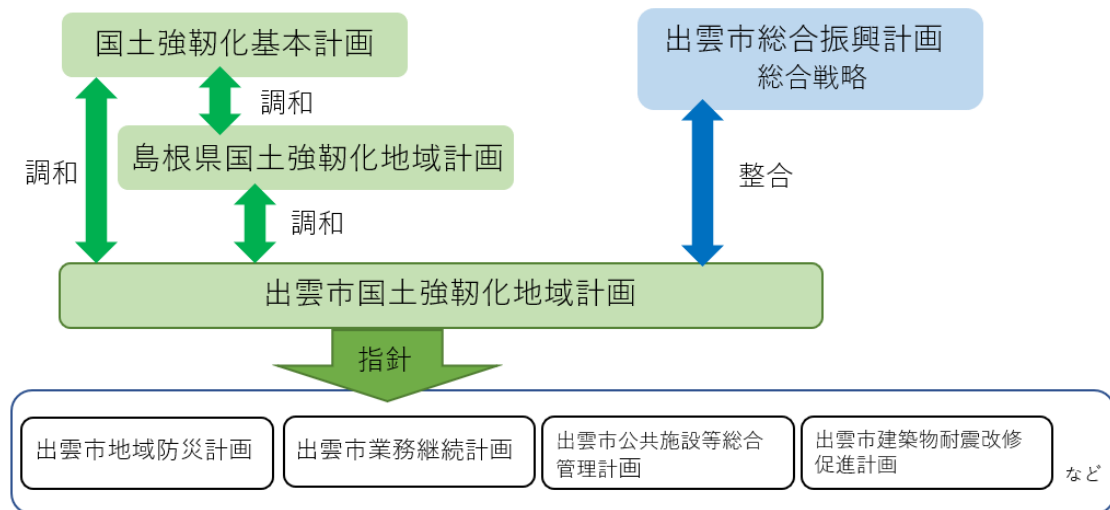
第1期計画期間中の令和2年度から令和6年度には、台風や梅雨前線の活発化などによる豪雨などの大規模自然災害が全国各地で発生するとともに、新型コロナウイルス感染症の大流行に起因し、感染症禍における避難所生活への対応など、既存の想定を上回る数多くの事象が発生しました。

国では、基本法の制定から10年を迎えようとする令和5年6月に基本法が改正されたことをうけて、感染症への対応やデジタル等新技術の活用など新たな視点を取り入れた形で国土強靱化基本計画を見直し、強靱化に向けた取組の強化を図ることとしました。

本市においても、国土強靱化に関する施策を推進し、「安心して暮らせる持続可能なまちづくり」に向けた取組みを計画的に進めるため、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化、これまでの取組の検証等を踏まえ、この度「出雲市国土強靱化地域計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化に資する施策の指針として、出雲市総合振興計画との整合を図りながら策定するものです。また、国土強靱化に関し、本市の様々な計画の指針となるものです。



## 3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

## Ⅱ 出雲市の特性

### 1 地勢

本市は、島根県の東部に位置し、北部は島根半島、中央部は斐伊川と神戸川の二大河川により形成された出雲平野、南部は中国山地で構成されており、面積は624.36 km<sup>2</sup>を有し、海岸線は106 kmにも及んでいます。

日本海に面した島根半島は、リアス式海岸と宍道湖北山山系で形成されています。北山山系は、200m～500m程度の山が連なる山地であり、その地質は重粘土か、もろい岩石地帯です。また、出雲平野は、斐伊川と神戸川が内湾を埋積してできた三角州平野で、鋭敏性粘土の厚い沖積地帯となっています。特に、斐伊川流域は、花崗岩の風化地帯で自然流砂が多く、下流部では典型的な天井川を形成しています。さらに、南部の丘陵地帯は、主に火山岩からなる地形で形成されています。



### 2 気象

本市の気象は、冬季多雨雪の北陸型と夏季多雨の北九州型の間位置しています。年平均気温は14.9℃で、年降水量の年平均値は1675.0mmとなっています。夏は太平洋側ほど高温にはならず、比較的過ごしやすいですが、冬は日本海からの寒冷な季節風の影響で低温となり、南部の山間地では積雪が1mを超えることもあります。

近年は、平野部における積雪量は減少傾向にあります。一方、梅雨前線や秋雨前線、台風の影響を受けることが多くなっています。

気候表（観測地点「出雲」：1991年～2020年の平均値）

月	気温（℃）			降水量 （mm）	平均風速 （m/s）	日照時間 （時間）
	最高	最低	平均			
1	8.4	1.2	4.8	121.6	2.6	53.9
2	9.3	0.7	5.1	98.9	2.6	80.3
3	12.7	2.5	7.8	123.5	2.5	140.4
4	18.0	6.6	12.6	112.2	2.5	186.1
5	22.8	11.5	17.3	130.3	2.3	208.8
6	26.0	16.7	21.2	183.0	2.0	164.2
7	29.5	21.7	25.3	229.8	2.1	178.5
8	31.3	22.4	26.4	145.6	2.0	207.9
9	27.1	18.0	22.2	187.1	1.9	152.5
10	22.0	11.7	16.7	113.4	1.8	155.3
11	16.5	6.8	11.7	114.6	2.0	107.3
12	11.1	3.1	7.2	135.9	2.5	65.4
年	19.6	10.3	14.9	1675.0	2.2	1697.4

（出典）松江地方気象台

### 3 人口

近年の本市の人口（国勢調査人口）は、平成12年（2000年）の173,776人をピークに自然減等の理由から減少に転じていましたが、外国人人口の急増により、平成27年（2015）に171,938人と、再び増加に転じ、令和2年（2020）の国勢調査では172,775人となりました。

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）の減少傾向が続いている一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。

また、地域別人口では、企業や商業施設の集積が進む出雲地域や斐川地域の人口が増加する一方、他の地域では減少傾向が続いており、特に山間部や海岸部では、その傾向が顕著になっています。

### Ⅲ 国土強靱化の基本的な考え方

---

#### 1 基本方針

大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥ることのないよう本市を強靱化することは、暮らしている市民はもちろんのこと、本市で働いている人や観光に訪れた人を守ることにもつながります。

本計画では、出雲市総合振興計画「出雲新話2030」に掲げるまちづくりの将来像である「『出雲力』で夢☆未来へつなげ だれもが笑顔になれるまち」の実現をめざし、誰もが『安全・安心』に暮らせるよう、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めます。

#### 2 基本目標

国の基本計画や島根県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標との調和を図り、本市の国土強靱化の基本目標は次の4点とします。

##### 【基本目標】

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- (4) 迅速な復旧復興を図ること

#### 3 国土強靱化を進めるうえでの留意事項

##### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

##### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（道路・河川堤防等の整備、防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる。
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ④ 「経済」「社会」「環境」の相乗的な好循環を継続させるよう「事前に備えること」を明確化し、その備えを実現させることでSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する。

### **（３）効果的な施策の推進**

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ デジタルの力を最大限に活用する。

### **（４）地域の特性に応じた施策の推進**

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## IV リスクシナリオの設定

### 1 想定する災害

大規模自然災害は、一度発生すれば広範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とします。

### 2 被害の想定となる本市の過去の災害

本市は、一級河川の斐伊川や神戸川をはじめとする大小さまざまな河川が貫流し、北部には北山山地、南部には中国山地を擁しており、大規模な水害や土砂災害に度々見舞われています。

出雲地方において、過去に発生した風水害や、影響のあった地震は次のとおりです。

#### (1) 風水害（土砂災害）

【種別】 発成年月日	被害状況
【暴風雨（台風）】 昭和 18 年 9 月 20 日	総雨量 300mm 超（9 月 18 日～9 月 20 日）／最大風速 25.7m（浜田市）／概要 主に石見地方で被災（明治以降、最大規模）。／出雲市被害 死者 4 名、全壊 34 戸、半壊 59 戸、床上浸水 226 戸、耕地流出 14 町歩（旧出雲市）。斐伊川＝上津、阿宮、出西、川跡、鳶巣の堤防決壊により、家屋の流出・倒壊・浸水、耕地の埋没・流出多数。平田町にて浸水。神戸川＝馬木、古志、西園の堤防決壊により、家屋の流出・浸水、耕地の埋没多数。土砂災害＝鳶巣、高浜にて土石流発生。高浜、古志にて山崩れ。
【台風】 昭和 19 年 9 月 17 日	総雨量 154mm／最大風速 40m／概要 石見部を中心に被災。／出雲市被害 全壊 19 戸、半壊 16 戸（旧出雲市）。前年に比べて被害は少なかったが、前年の被災箇所が再度被害を受ける。西園にて、流出 3 戸、浸水 290 戸、耕地浸水 417 町歩、耕地埋没 4 町歩。
【台風】 昭和 20 年 9 月 17 日	総雨量 337mm（掛谷、9 月 15 日～9 月 18 日）／最大風速 28.8m（松江市）／概要 枕崎台風／出雲市被害 死者 1 名、流出 5 戸、倒壊 11 戸、浸水 580 戸。斐伊川＝上津、阿宮、出西にて決壊。平田町にて、宍道湖の水位上昇による浸水被害多数。土砂災害＝西林木町（伊努谷川）の被害は大きく、流出 5 戸、耕地埋没多数等。
【豪雨】 昭和 36 年 7 月 4 日	総雨量 223mm（出雲、7 月 3 日～7 月 4 日）／概要 梅雨前線豪雨／出雲市被害 死者 8 名、全壊 29 戸、半壊 47 戸、床上浸水 511 戸。中小河川＝増水・氾濫、堤防・道路の決壊、山崩れ等の被害続出。稗原をはじめとする山沿いの地域の被害甚大。
【豪雨】 昭和 39 年 7 月 18 日	総雨量 250mm 超（出雲、7 月 18 日～7 月 19 日）／概要 山陰・北陸豪雨。7 月 8 日から 15 日も連日雨が降り、その間の出雲の合計雨量は 272mm。／出雲市被害 死者・不明者 79 名、全壊 272 戸、半壊 224 戸、床上浸水 2,932 戸、床下浸水 8,893 戸。中小河川の堤防決壊や氾濫が各地で発生。土砂災害＝出雲市の南部、斐川町の南部等を中心に各所で発生し、多くの人がその犠牲となった。

【種別】 発生年月日	被害状況
<p>【豪雨】 昭和 47 年 7 月 9 日</p>	<p>総雨量 524mm (出雲、7 月 9 日～7 月 14 日) / 概要 昭和 47 年 7 月豪雨。明治 26 (1893) 年以来 80 年ぶりといわれる宍道湖の氾濫により、周辺市町村で床上浸水が多数発生するなど、甚大な被害をもたらした。 / 出雲市被害 全壊 9 戸、半壊 23 戸、床上浸水 2,063 戸、床下浸水 2,652 戸。宍道湖沿岸の平田・斐川地域で広範囲にわたり浸水。東園、古志、塩冶、船津、上島、阿宮でも浸水被害が発生。斐伊川、神戸川いずれも堤防決壊寸前となった。</p>
<p>【台風】 平成 3 年 9 月 27 日</p>	<p>最大瞬間風速 56.5m (松江、観測史上最大) / 概要 台風 19 号。島根半島直近の日本海を通過。 / 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 46 戸、停電は市内全地区、不通電話 807 件。強風のため看板、トタン、屋根瓦が飛び、樹木や電柱に大きな被害。</p>
<p>【豪雨】 平成 9 年 7 月 7 日</p>	<p>総雨量 305mm (出雲、7 月 7 日～7 月 12 日) / 概要 梅雨前線豪雨 / 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 2 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 484 戸。土砂災害 = 奥宇賀の布勢川にて土石流発生。</p>
<p>【豪雨】 平成 18 年 7 月 17 日 ～7 月 19 日</p>	<p>総雨量 460mm (波多、7 月 16 日～7 月 19 日) / 概要 平成 18 年 7 月豪雨。県内各地の日降水量、1 時間降水量の観測値が統計開始以来 7 月の第一位を記録。出雲市被害 死者 3 名、半壊 2 戸、床上浸水 133 戸、床下浸水 70 戸他。神戸川 = 所原の堤防決壊により、浸水家屋 115 戸、浸水面積 105.9ha。乙立で、浸水家屋 42 戸、浸水面積 26.9ha。</p>
<p>【豪雨】 令和 3 年 7 月 4 日 ～7 月 13 日</p>	<p>総雨量 460.5 mm (松江、7 月 4 日～7 月 12 日) / 概要 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨。7 月 7 日松江市及び出雲市に災害救助法適用。雲南市及び飯南町に局地激甚災害指定 / 出雲市被害 全壊 1 戸、半壊 8 戸、床上浸水 45 戸、床下浸水 281 戸 / 陸上自衛隊出雲駐屯地が猪目町にて道路啓開を実施 (7 月 7 日～7 月 8 日) / 避難情報 7 月 7 日～9 日、12 日に、避難指示を発令。指定避難所を最大 50 か所開設。</p>
<p>【豪雨】 令和 5 年 7 月 8 日 ～7 月 13 日</p>	<p>総雨量 379mm (出雲 7 月 7 日～7 月 10 日、7 月 12 日～7 月 13 日) 概要 令和 5 年 7 月大雨。出雲市に災害救助法適用 / 出雲市被害 死者 1 名、床上浸水 9 戸、床下浸水 71 戸他 / 避難情報 7 月 8 日～7 月 9 日に避難指示を発令。指定避難所を最大 43 か所開設。</p>
<p>【豪雨】 令和 6 年 7 月 9 日 ～7 月 11 日</p>	<p>総雨量 265.5 mm (出雲、7 月 9 日～7 月 11 日) / 概要 令和 6 年 7 月 9 日からの大雨。7 月 9 日出雲市に災害救助法適用。 / 出雲市被害 床上浸水 7 戸、床下浸水 72 戸 / 主要地方道大社日御碕線の路面崩落により、7 月 9 日 20 時から車両は全面通行止めとなり、日御碕地区は孤立に近い状態になった。 / 避難情報 7 月 7 日～10 日避難指示を発令。指定避難所を最大 24 か所開設。</p>

(2) 地震 (津波)

【名称】 発生年月日	規模 (M)	震源及び被害状況
<p>【安政南海地震】 1854年12月24日 (安政元年11月5日)</p>	<p>8.4 ～8.5</p>	<p>震源紀伊半島沖／津波最大 16.1m／被害死者数千、倒壊3万棟以上。前日発生した安政東海地震と合わせ、地震の揺れと津波により、関東から九州までの広範囲で甚大な被害。出雲市杵築大社で全壊150棟。大津、今市でも全壊多し。各地で液状化による農地被害が多発。</p>
<p>【浜田地震】 1872年3月14日 (明治5年2月6日)</p>	<p>7.1</p>	<p>震源浜田市沖／被害死者551人、全壊4,506棟、半壊6,072棟。出雲市大社入南で耕地5町歩が地盤沈下、死者2人、全壊113棟、半壊89棟。神門橋縫出雲の三郡(現在の出雲市の大部分)震動最も甚大(死者26人)</p>
<p>【昭和南海地震】 1946年12月21日 (昭和21年12月21日)</p>	<p>8.0</p>	<p>震源紀伊半島沖／津波4～6m(高知、三重、徳島沿岸)／被害死者1,330人、全壊11,591棟、半壊23,487棟、流出1,451棟、焼失2,598棟。被害は中部以西の日本各地にわたる(高知県・徳島県・和歌山県が中心)。津波が静岡県から九州までの海岸に来襲。出雲市大社町の大鳥居・馬場から遙堪村の鐘が崎に至る線上で、家屋の倒壊100棟(内24棟は全壊)に及び、5人の死者が出た。平田でも被害発生。</p>
<p>【島根県中部地震】 1978年6月4日 (昭和53年6月4日)</p>	<p>6.1</p>	<p>震源島根県中部(三瓶山付近)／被害住家半壊・一部損壊60棟。主な被害地：大田市、頓原町、邑智町。この地域では最大級の地震。出雲市住家一部損壊：佐田町13棟、多伎町5棟。非住家半壊：佐田町1棟。</p>
<p>【日本海中部地震】 1983年5月26日 (昭和58年5月26日)</p>	<p>7.7</p>	<p>震源秋田県沖／津波5～6m(青森、秋田沿岸)／被害日本海側で発生した地震では最大級の規模。死者104人、全半壊3,049棟、船舶被害706隻。津波被害は日本海沿岸の8道県の広い範囲におよぶ。地震発生後、7～8分で第一波が到達したため、犠牲者のほとんどが津波によるもの。島根県津波により、隠岐・島根半島を中心に負傷者5人、住宅床上浸水141棟、床下浸水277棟、漁船被害319隻。出雲市小伊津・釜浦などで海底が露出し、漁船数隻に被害。</p>
<p>【北海道南西沖地震】 1993年7月12日 (平成5年7月12日)</p>	<p>7.8</p>	<p>震源北海道南西沖／津波最大29m(奥尻島沿岸)／被害死者・不明者231人、全半壊1,009棟、漁船被害1,514隻。津波は、北海道から九州にかけての日本海沿岸に来襲。地震発生後、2～4分で第一波が到達したため、犠牲者のほとんどが津波によるもの。島根県津波により、隠岐・島根半島を中心に被害が出る。住宅床上浸水5棟、床下浸水78棟、漁船被害93隻。</p>

【名称】 発生年月日	規模 (M)	震源及び被害状況
【鳥取県西部地震】 2000年10月6日 (平成12年10月6日)	7.3	震源鳥取県西部／被害負傷者182名、住家全壊435棟、半壊3,101棟、一部損壊18,544棟。日本海沿岸の地震では最大級。島根県負傷者11名、住家全壊34棟、半壊576棟、一部損壊3,456棟。県内の主な被害地：安来市、伯太町、八束町。出雲市震度4。住家一部損壊：平田市6棟、湖陵町1棟。
【島根県西部を震源とする地震】 2018年4月9日 (平成30年4月9日)	6.1	震源島根県西部／被害負傷者9名、住家全壊16棟、半壊58棟、一部損壊556棟。主な被害地：大田市 出雲市震度5弱。軽傷者3名。
【島根県東部を震源とする地震】 2026年1月6日 (令和8年1月6日)	6.4	震源島根県東部／被害負傷者6名、住家一部損壊203棟。主な被害地：松江市、安来市 出雲市震度4。被害負傷者0名、住家一部損壊9棟

### 3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本市で想定される災害リスクを踏まえ、前章で掲げた4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

本計画では、国の基本計画に盛り込まれた内容を反映したうえで、県地域計画に設定されているリスクシナリオを参考に設定しました。

#### 【事前に備えるべき目標】

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】

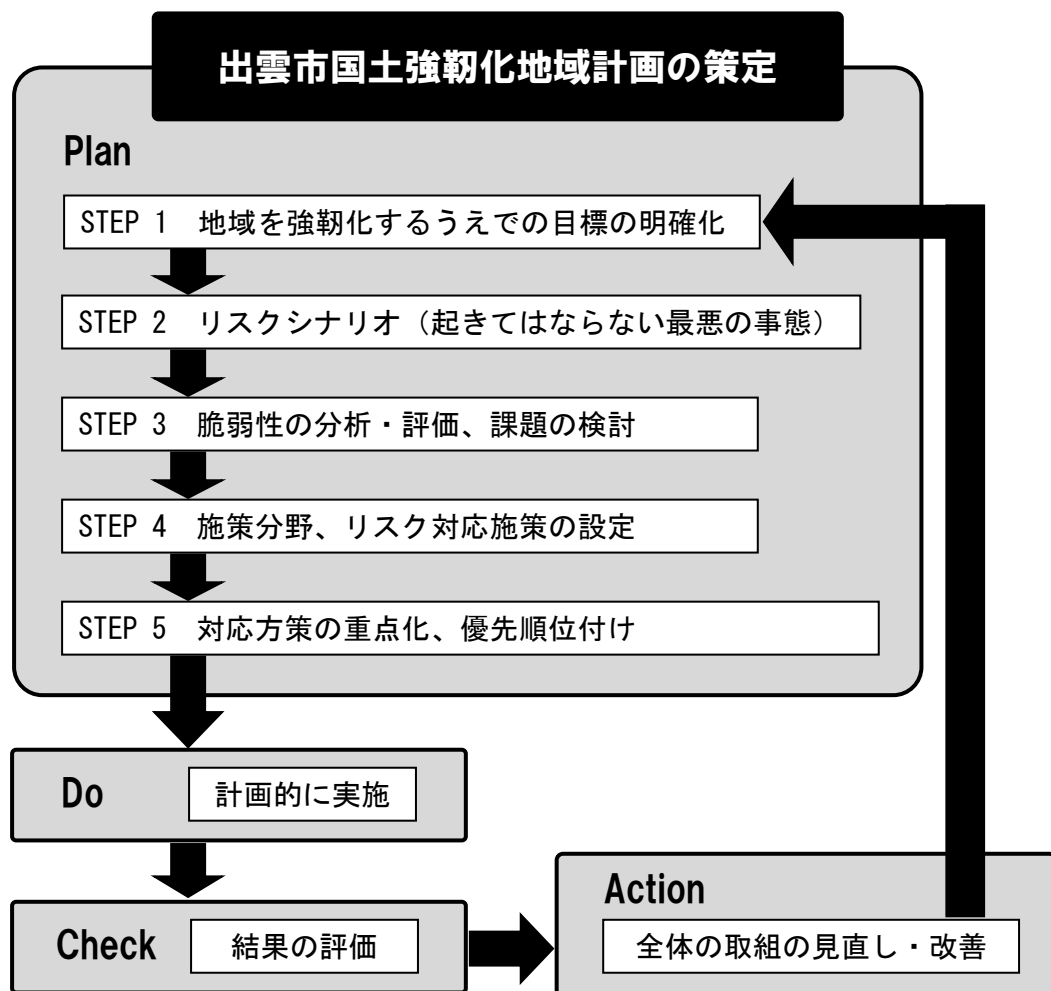
事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態	災害事象
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、住宅密集地における火災による死傷者の発生	地震
	1-2	異常気象等による河川氾濫や広域かつ長期的な浸水被害	豪雨
	1-3	土砂災害、がけ崩れ、地すべり等に伴う死傷者の発生	土砂
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	全般
2. 関連死を最大限防ぐ（救助・医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	全般
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	全般
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	全般
	2-4	想定を越える大量の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	全般
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺	全般
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	全般
	2-7	避難所の運営困難による多数の被災者の健康・心理状態の悪化	全般
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の大幅な低下	全般
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止	全般
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	全般
5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	全般
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	全般
	5-3	食料等の安定供給の停滞	全般

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態	災害事象
6. 電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	全般
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	全般
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	全般
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	全般
	6-5	応急仮設住宅の不足等により避難生活の長期化	全般
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	延焼拡大による市街地での大規模火災の発生	地震
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	地震
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出	全般
	7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出	全般
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般

## V 脆弱性評価

前章で設定した30の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために必要な施策を抽出し、大規模自然災害等に対する脆弱性評価（リスクに対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかの検討）を実施しました。（下表「STEP3」、別紙1）

この脆弱性評価を行ったうえで、実施されるべき施策を定めるものとされています。（下表STEP4）」



脆弱性評価に基づく重要な課題は次の4つが挙げられます。

(1) ハード面とソフト面の効果的な連携

近年頻発・激甚化する水害・土砂災害に対するリスクが高まる中で、老朽化が進むインフラへの老朽化対策が必要となります。また、防災・減災対策を効果的に推進するため、土砂災害防止事業や、河川改修事業などのハード面とあわせ、地区災害対策本部が実施する災害対策等への支援はもとより、ハザードマップの周知や災害情報の的確な提供、防災出前講座の実施などのソフト面両面の的確な連携が重要です。

(2) 地域防災力強化、関係機関等との連携

防災の基本は市民一人ひとりが主体的に取り組む“自助”であるとの認識のもと、防災啓発の充実や防災訓練の実施により、防災意識の高揚を図る必要があります。

また、地域防災力の強化のためには、市民・地域・事業所などが協力して取り組む“共助”の取組も重要となるため、国や県のみならず、民間事業所やボランティア団体など各関係機関との連携体制を強化する必要があります。

(3) 行政機能や経済活動の機能維持に向けた取組強化

災害発生後行政機能の大幅な低下を防ぐため、建物の耐震化、業務継続計画の実行性向上を着実に推進するとともに、業務継続に必要な重要データ等のバックアップ体制や非常用電源及び燃料の確保等を進める必要があります。

また、ライフラインの耐震化等による被災リスクの軽減や、事業所等の事業継続体制の構築、再生可能エネルギーの導入推進など、経済活動の機能維持に向けた取組強化が必要となります。

(4) 交通インフラの機能強化

本市は県内東西を結ぶ山陰道や国道9号線等が通過するとともに、出雲縁結び空港、出雲市駅などがあることから、大規模災害時には救助・救援や支援物資の輸送等の重要な役割を担うことが大きく期待されます。一方、島根半島沿岸部は、令和6年能登半島地震が起きた能登半島と同様の地形であることから、道路網の脆弱性が指摘されています。

そのため、大規模災害時における避難路の確保や迅速な救援・救助活動のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路をはじめ、迂回路として活用できる道路等交通インフラの着実な整備、耐震化、長寿命化等の対策を推進する必要があります。

## VI 国土強靱化のための取組

### 1 施策分野の設定

前章の脆弱性評価をふまえ、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に陥らないために必要な施策を以下の9つの「個別施策分野」に分類しました。

また、施策を効率的・効果的に組み合わせるため「横断的分野」を設定しました。

#### 《個別施策分野》

- (1) 行政機能・消防
- (2) 住宅・都市・土地利用
- (3) 保健・医療・福祉
- (4) エネルギー、ライフライン
- (5) 情報通信
- (6) 交通・物流
- (7) 産業
- (8) 国土保全
- (9) 環境

#### 《横断的分野》

- (10) リスクコミュニケーション
- (11) 老朽化対策

### 2 施策分野ごとの推進方針

#### 《個別施策分野》

※ [ ] 内は「リスクシナリオ」の番号、( ) 内は本市における主な担当課

#### (1) 行政機能・消防

##### ①行政機能

#### 【災害対策本部及び支部体制の強化】 [3-1]

- ・災害発生予測時又は発生時に迅速・的確に対応ができるよう、随時、災害対策本部及び支部の組織体制、事務分掌、災害基準、職員参集基準、人員体制等の見直しを行い、習熟を図る。また、支部や地区災害対策本部との通信を確保するため、衛星電話やIP無線などの非常用通信手段を整備・配置する。(防災安全課)

#### 【業務継続に必要な整備体制】 [3-1]

- ・市業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性向上のための訓練等により、業務継続体制の強化を図る。(防災安全課)

### 【ICT部門における業務継続】 [3-1]

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、ICT部門業務継続計画に基づき必要な体制を整備する。また、災害対応力を高め、これを維持するため訓練を実施するとともに、計画を適宜見直す。  
(情報政策課)
- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。  
(情報政策課)

### 【複合災害体制の整備】 [3-1]

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の随時見直し、災害時の人員体制、食料や飲料水などの備蓄品、資機材の投入判断、国及び県に対するリエゾンの派遣依頼など、早期の外部支援要請などを踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。(防災安全課ほか)

### 【広域応援協力体制の強化】 [2-3・3-1]

- ・大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、国、県、関係団体と連携を図るとともに、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。(防災安全課・消防本部警防課)

### 【防災施設等の整備】 [2-1・2-2]

- ・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、防災拠点を適正に管理・運営する。また、防災関連施設等の整備・充実を促進する。  
(防災安全課)
- ・大規模災害時において不足する石油類燃料、LPガスなどを優先的かつ安定的に調達するため、災害協定を締結している業界団体と防災訓練を実施するなど、平時から緊密に連携を図る。  
(防災安全課・消防本部情報指令課)
- ・災害時における救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、また、緊急医療が必要な重症患者を迅速に医療機関に搬送するため、ヘリコプター離着陸場を随時選定するとともに、島根半島沿岸部など、迂回路がなく、災害時に孤立する恐れのある集落について、ヘリコプター離着陸場の整備を推進する。(防災安全課・消防本部警防課)

## ②消防

### 【救急・救助の体制や資機材の充実】 [2-3]

- ・大規模災害時における消防対応力を強化するため、救急・救助体制の強化と各種装備・資機材等の充実に努める。(消防本部警防課)

- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。(防災安全課・消防本部警防課)

#### 【地域消防力の強化】 [1-1]

- ・防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化を図る。(消防本部警防課)
- ・消防団員の確保にあたっては、移住者、女性等の入団を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。(消防本部警防課)
- ・地域消防力の向上に向け、消防本部が不要とした消火活動に必要な資機材の無償譲渡や火災や訓練等へ出場した自衛消防組織に対する報償費の支給など、自衛消防組織の活動支援を行う。(消防本部警防課)

### ③行政・消防・地域の協働

#### 【防災訓練・避難訓練】 [1-1]

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。  
(防災安全課・消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)
- ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、各地域の防災訓練への参加促進等に努める。  
(防災安全課)
- ・医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練を実施する。  
(消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)
- ・各学校で避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。(学校教育課)

#### 【地域防災力の強化】 [1-1・1-4]

- ・住民等が自ら水害の危険性や避難の方法を理解し、適切な避難行動をとれるよう促すことにより、人的被害の軽減を図るため、ハザードマップを作成・配布する。(防災安全課)
- ・道路冠水や土砂崩れにより指定避難所まで備蓄品を調達できない場合や、指定避難所まで移動が難しい住民が一時的に避難する地域の集会所などに、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、毛布、資機材等の分散備蓄を強化する。(防災安全課)
- ・防災に関して十分な意識と一定の知識・技能を取得した防災士の育成等を促すため、資格取得に要する費用について助成を行うとともに、防災士とのネットワーク化に取り組み、防災士や地区災害対策本部との連携構築に努め、地域防災力の向上を図る。(防災安全課)

## (2) 住宅・都市・土地利用

### ①建築物の災害予防

#### 【建築物の災害予防】 [1-1・7-1]

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるとともに、火災の発生を防止するため、民間の住宅・建築物の耐震化や老朽危険建築物等の除却を促進する。  
(建築住宅課)
- ・公共施設については、不特定多数の者が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等については、災害発生時における安全性の向上を図るため、早期に耐震診断を行うなどして、施設の更新時期等を勘案しながら、計画的に耐震性の強化・確保に努める。また、老朽化している施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。  
(行政改革課・建築住宅課・施設所管課)
- ・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の防火構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。  
(建築住宅課)
- ・住民に対して、建築物・住宅・ブロック塀等の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修等の補助制度の周知を図り、更なる建築物等の耐震化を促す。  
(建築住宅課)
- ・家庭での室内安全対策として、家具・家電製品等の転落・転倒防止対策や配置方法の周知啓発、家具類の固定やガラスの飛散防止などの対策の促進を図る。  
(建築住宅課)
- ・建築物の安全確保のため、天井や外壁等の非構造部材の耐震改修の実施を促す。また、災害時にエレベーター利用者の安全確保のため、閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。  
(建築住宅課)
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。  
(福祉推進課・高齢者福祉課)
- ・空き家等の所有者に対して適正管理に対する意識の醸成を図るとともに、老朽化し危険な空き家等は除却を促す。また、NPOや民間事業者との連携体制の構築、活動支援を行い、空き家等の発生予防及び流通・利活用を促す。  
(建築住宅課)
- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。  
(消防本部予防課)
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。  
(道路建設課・建築住宅課)

### 【工作物対策】 [1-1・7-2]

- ・ブロック塀等の撤去・改善に対する助成を周知し、避難行動の障害物となる危険性がある沿道の擁壁・ブロック塀の耐震化を促進する。  
(都市計画課・建築住宅課)
- ・道路等での安全を確保するため、屋外広告物設置者（管理者）に対し老朽化した屋外看板等の点検、補修、補強等の落下・飛散・倒壊防止対策を実施するよう啓発に努める。（建築住宅課）

### 【危険物施設等の安全化】 [7-3]

- ・危険物施設等の予防対策として、消防本部は、危険物施設等の安全管理に関する指導及び普及啓発を引き続き推進し、各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るものとする。（消防本部予防課）
- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態を把握するとともに、関係機関と連携し各法令に基づく規制の強化に努める。（消防本部予防課）

## ②応急仮設住宅、危険度判定

### 【地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備】 [8-2]

- ・宅地が広範囲に被災した場合には、二次災害等の発生を防ぐため、被災宅地危険度判定により、被害状況を迅速に把握する。また、「島根県被災宅地危険度判定地域連絡協議会」と連携を図りながら、宅地判定士の養成等体制の整備に努める。（都市計画課）
- ・被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうかの判定作業については、民間事業者の協力を得ながら進めていく必要があり、被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に努める。（建築住宅課）

### 【り災証明書の発行体制の整備】 [8-2]

- ・住民の速やかな生活再建を後押しするため、航空写真やドローン、現地におけるタブレット端末の活用など、住家被害認定調査業務をDXで効率化し、り災証明書の発行を迅速化する取組を検討する。  
(防災安全課・総務課・市民税課ほか)

### 【応急仮設住宅等の確保体制の整備】 [6-5]

- ・被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制整備を行う。（建築住宅課）

### ③都市づくり・土地利用

#### 【防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進】

##### [1-1・7-1]

- ・都市防災を推進するため、必要に応じて適正かつ安全な土地利用の方向性を検討していく。（都市計画課）
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、道路等の都市基盤施設の整備を進める。（都市計画課）
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な整備・維持管理を積極的に推進する。（都市計画課）
- ・火災の延焼を防止するため、防災対策の普及啓発を進め、街路整備や建築物の不燃化を促進する。（建築住宅課）

#### 【液状化・崩壊危険地域の予防対策】 [6-4]

- ・公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、市有施設の設計に生かす。（建築住宅課）
- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。（農林基盤課・道路建設課）
- ・地震発生時に、落石や法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する。（農林基盤課・道路建設課・道路河川維持課）

#### 【地籍調査の推進】 [8-4]

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るため、引き続き国・県と連携して地籍調査事業を促進する。（地籍調査課）

### (3) 保健・医療・福祉

#### ①保健・医療救護体制の強化

##### 【医療救護体制の強化】 [2-5]

- ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時から県や医師会等の関係機関と連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。  
(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)
- ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について、平時から関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。  
(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)
- ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であるため、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。  
(医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課)

##### 【防疫・保健衛生体制の強化】 [2-6]

- ・感染症等の発生、拡大を未然に防止するため、被害の状況に応じて迅速適切な防疫体制がとれるよう活動方法・内容についての訓練、準備に努める。  
(健康増進課・環境政策課)
- ・災害時における感染症への対応のため、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難について、周知・啓発を図る。  
(防災安全課・健康増進課)
- ・災害時に調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平時からその確保に努める。  
(防災安全課・環境政策課)

##### 【被災者支援】 [2-7]

- ・発災時、地域の特性や実情を踏まえつつ、被災者の避難所等における良好な生活環境を確保するため、国が定める取組指針やガイドラインにより、避難所の組織・応援体制、指定避難所の指定等、指定避難所の周知、避難所における備蓄等、要配慮者に対する支援体制の強化に努める。(防災安全課)
- ・医療・保健機関、県と連携を図りながら、避難所等における健康管理体制を整備する。(健康増進課)
- ・避難生活における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報の周知・啓発を図る。(健康増進課)

### 【動物愛護管理体制の整備】 [2-6]

- ・家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が発生しないよう平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。（環境政策課）

### ②要支援者対策 [1-4]

- ・災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、地区災害対策本部や福祉専門職の協力を得て、避難プラン（個別避難計画）の策定を推進する。（防災安全課・福祉推進課）

### ③各施設の災害予防

#### 【社会福祉施設等の災害予防】 [1-4]

- ・社会福祉施設においては、各施設の防災・避難計画の策定による防災訓練や情報伝達訓練等の実施を促進する。また、関係機関、関係者で災害に対する課題等を共有認識する。（福祉推進課・高齢者福祉課）
- ・各法令に基づき、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。（防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課）

#### 【学校等における災害予防】 [1-1]

- ・策定された学校等の避難計画について、不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。（学校教育課）
- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、改修の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。（教育施設課）
- ・保育園・幼稚園・認定こども園・児童クラブ・子育て支援センター等では、災害時に子どもの安全を守るよう避難訓練の実施を促進する。また、迅速に子どもの引き渡しが行えるよう保護者との連絡体制を確立するとともに、保護者に引き渡すまで時間を要することも考えられるため、災害用備蓄品の用意を検討する。（子ども政策課・保育幼稚園課）

#### (4) エネルギー・ライフライン

##### ①エネルギー対策

###### 【再生可能エネルギー等の導入の推進】 [6-1]

- ・エネルギーの供給源の多様化等の視点から、地域における再生可能エネルギー設備の導入を支援する。（環境政策課）

##### ②ライフライン施設の安全化 [6-1・6-2]

- ・ガス施設の安全化を図るため、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、自然災害対策の徹底を図る。（消防本部予防課）
- ・水道施設の安全性を確保し、被害の軽減を図るため、計画的な耐震化、耐水化を着実に進める。（上下水道局水道施設課）
- ・災害時における応急給水のため、既存配水池への緊急遮断弁の設置や緊急貯留槽等の整備を行い、貯水量の確保を図る。（上下水道局水道施設課）
- ・災害に備え、平時から日本水道協会島根県支部等の関係機関との連携強化を図るとともに、応急給水に必要な給水袋等の給水資器材の確保や応急復旧に必要な資機材の確保に努める。（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の応急活動を円滑・迅速に実施できるよう防災訓練への定期的な参加や、独自の防災訓練の実施により、職員の技術力向上に努める。また、こうした訓練の実施と検証により、実効性の高い危機管理マニュアルの充実を図る。（上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課）

##### ③原子力安全・防災対策の推進

###### 【原子力安全対策の推進】 [7-4]

- ・出雲市、安来市、雲南市及び中国電力㈱の四者で締結している「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）に基づく平時及び異常時における情報連絡、現地確認等を通して、島根原子力発電所の状況を監視するほか、原子力安全顧問会議及び原子力発電所環境安全対策協議会を設置し、市民の安全確保と環境の保全に努める。（防災安全課）
- ・島根原子力発電所2号機及び3号機において、新規規制基準に基づく安全対策など重要な変更が計画されている場合は、原子力規制委員会による審査状況等を把握し、安全協定に基づき適切に対応する。（防災安全課）
- ・廃止措置中の島根原子力発電所1号機において廃止措置計画の重要な変更が計画されている場合には、安全協定に基づき適切に対応する。（防災安全課）

## 【原子力防災対策の推進】 [7-4]

- ・自然災害等により発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画に基づき、平時から通信連絡体制の整備、原子力防災資機材の整備、安定ヨウ素剤の備蓄、防災業務関係者の防災技術の習熟、広域避難計画の周知等の原子力防災対策を推進する。（防災安全課）
- ・原子力災害対策指針の改定等を受け、必要に応じて地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を見直すほか、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における対応力の向上を図る。（防災安全課）

## （５）情報通信

### ①情報基盤の強化・情報伝達体制の整備 [1-4・4-1]

- ・災害情報管理システムによる、災害関連情報の一元的な集約、情報共有、気象情報・河川水位情報等の集約、情報発信の強化により、迅速かつ的確な災害対応を行う。（防災安全課）
- ・国、県、民間事業者などと連携し、大規模災害時や迂回路のない孤立する恐れがある集落のため、移動基地局車の配備など、情報通信機能の確保に係る体制整備を推進する。（防災安全課）
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信铁塔施設整備を推進する。（情報政策課）
- ・住民だけでなく、本市の来訪者に対し、防災行政無線、防災情報サイト、防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS（X、フェイスブックなど）等、多様な情報伝達手段により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図る。

（防災安全課、広報課）

- ・SNS、多文化共生イベント、日本語教室、外国人労働者派遣会社訪問などにより、外国人住民の多言語化（やさしい日本語を含む）している防災メールの登録促進を図る。

（政策企画課・防災安全課）

## (6) 交通・物流

### ①道路交通基盤の整備

#### 【交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応】

[1-1・2-2・5-2・6-4・7-2]

- ・災害時における避難や救急活動及び物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の整備促進を国・県に働きかける。（建設企画課）
- ・緊急輸送道路や近隣自治体へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。（道路建設課・都市計画課）
- ・大規模災害時に安全性信頼性の高い道路網を整備するため、緊急輸送道路等重要道路の橋梁耐震化、無電柱化、法面等の危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。

(道路河川維持課・都市計画課)

- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、市道、農道、集落道、林道関連道の整備を着実に進める。（農林基盤課・道路建設課）
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する。（道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

(農林基盤課・道路河川管理課・道路河川維持課)

- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する。（道路河川管理課・道路河川維持課）

### ②交通規制体制の整備等

#### 【交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備】 [7-2]

- ・災害発生時、市が管理する道路の状況を把握し適切な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。（農林基盤課・道路河川管理課・道路河川維持課）

### ③輸送体制の整備

#### 【輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化】 [2-1]

- ・災害時に救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、防災訓練等の実施により、国・県・災害協定を締結している関係団体と連携を強化する。

(防災安全課)

#### 【輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定】 [2-1]

- ・運送事業者等の施設、設備を活用することにより、災害時における物資輸送体制の強化を図る。（防災安全課）

- ・交通の途絶等により集落が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、災害協定を締結している関係団体と連携し、ドローン等の輸送手段の確保に努める。（防災安全課）

#### 【公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備】 [6-4]

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との情報共有などの連携体制を強化する。（交通政策課）

#### ④物資の備蓄・調達体制の整備

##### 【食料・飲料水及び資機材の備蓄並びに調達体制の整備】 [2-1]

- ・災害の被害想定や地理的条件を踏まえ、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易ベッド、パーティション、毛布、資機材等の備蓄を整備する。（防災安全課）
- ・「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、防災講座等により、市民に対して最低3日分の食料及び飲料水の備蓄を促進する。（防災安全課）
- ・大量の備蓄品を安全かつ適切に保管するため、防災備蓄倉庫の整備について検討を進める。（防災安全課）
- ・食料等の物資供給が困難な場合にも災害協定に基づき被災者に物資を確実に届けるよう、防災訓練等により平時から顔の見える関係を構築し、民間事業者と物資の調達・輸送体制の強化を図る。（防災安全課）

##### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】 [2-1]

- ・大規模災害時において不足する石油類燃料、LPガスなどを優先的かつ安定的に調達するため、災害協定を締結している業界団体と防災訓練を実施するなど、平時から緊密に連携を図る。（再掲）  
（防災安全課・消防本部情報指令課）

## (7) 産業

### ①企業における防災対策等

#### 【事業者における防災の推進等】 [5-1]

- ・企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。（防災安全課）
- ・災害発生時や新型コロナウイルスなどの新たなリスク等に対する企業（事業所）の被害軽減と早期の事業再開のため、県や関係機関と連携し、事業継続計画（BCP）の策定のための普及啓発や情報提供などを推進する。  
（防災安全課・商工振興課）
- ・企業（事業所）に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。（防災安全課）

### ②大量の帰宅困難者対策 [2-4]

- ・大規模地震発生時において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等において、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことができるよう、飲料水や食料等の備蓄や外国人対応を含めた避難誘導體制の構築を促進する。  
（防災安全課・産業政策課・商工振興課・観光課・インバウンド推進課）
- ・防災メールを登録していない帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、緊急速報（エリア）メール配信の訓練等により、実効性向上を図る。  
（防災安全課・情報政策課）

### ③農林水産基盤の強化 [5-3・6-2]

- ・農業用排水施設等の機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備や老朽化、機能保全対策を推進していく。（農林基盤課）
- ・老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点農業用ため池として、特に監視点検が必要な箇所については、市ホームページや広報紙等で市民へ情報提供する。（農林基盤課）
- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。（農林基盤課）
- ・遊休農地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金等による支援をしていく。  
（農業振興課）

## (8) 国土保全

### ①河川等の災害防止

#### 【河川等の氾濫の防止対策】 [1-2]

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修、治水対策の推進を国・県に働きかける。また、市河川については、適切な維持管理に努める。（建設企画課・道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・浸水想定区域における洪水ハザードマップを周知するとともに、水防訓練等の実施により、地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と、住民への分かりやすい、的確な情報伝達を行う。（防災安全課）
- ・内外水氾濫から市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資機材等の充実を図る。（防災安全課）
- ・河川の水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。  
（農林基盤課・道路河川管理課）

### ②土砂災害等の災害防止

#### 【土砂災害の防止、公共土木施設の安全化】 [1-3]

- ・地域の災害特性に即した、砂防・治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設のハード整備を県に働きかけるとともに、ハザードマップの周知や土砂災害警戒情報の的確な提供など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた取組を実施する。  
（農林基盤課・森林政策課・建設企画課・防災安全課）
- ・老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）や砂防関係施設については、県や関係機関と調整を行い、計画的に補修・更新等長寿命化対策の実施を推進する。（農林基盤課・森林政策課・建設企画課）
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン内）等の危険住宅に対して、がけ地近接等危険住宅移転事業等により、移転促進を図る。（建築住宅課）
- ・適切な森林の整備と保全を図るため、土砂流出防止対策としての治山事業にあわせ森林整備対策を一体的に行うよう関係機関と連携して整備にあたる。（森林政策課）

## (9) 環境

### ①生活環境に関する施設等の安全化

#### 【下水道施設の安全化】 [6-3]

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設の耐震化を図るとともに、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。また、老朽化している施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、施設の統廃合等を進めていく。

(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

- ・公共下水道施設の改築更新履歴等の情報をデータベース化し、計画的な老朽化対策等の推進を図る。(上下水道局下水道管理課)
- ・災害発生時においては、応急復旧活動が広域的に展開されることに備え、島根県宍道湖流域下水道事務所や社団法人日本下水道協会等との連携体制の強化を図る。また、業務継続計画(BCP)の見直し等を行いながら災害対応力の充実を図る。(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

#### 【農業・漁業集落排水の機能保全】 [6-3]

- ・農業・漁業集落排水施設等について、最適整備構想及び機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に実施する。また、適切な維持・改修に取り組むとともに、施設の統廃合を進めていく。

(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

- ・災害発生時においては、応急復旧活動が広域的に展開されることに備え、一般社団法人地域環境資源センター(JARUS)等との連携体制の強化を図る。(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

#### 【合併処理浄化槽設置の促進】 [6-3]

- ・災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽からの転換を促進するため、合併処理浄化槽の設置経費に対する支援を実施する。

(上下水道局下水道管理課)

#### 【廃棄物処理体制の整備】 [8-1]

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき近隣自治体や業界団体との連携体制を強化する。(環境施設課)

#### 【し尿処理体制の整備】 [6-3]

- ・災害時に、し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣自治体や業界団体との連携体制を強化する。(環境施設課)

**【地下水の活用等】 [2-1]**

- ・災害時、断水が長期化した場合に、トイレ、清掃、洗濯などの生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録を促進するとともに防災井戸の整備について検討を進める。（防災安全課）

**【トイレの充実等】 [2-1]**

- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、携帯トイレ及び簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進する。（防災安全課）

## 《横断的分野》

### (10) リスクコミュニケーション

#### ①普及啓発・防災組織等の活動環境の整備

##### 【普及啓発】 [2-1]

- ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、各地域の防災訓練への参加促進等に努める。  
(再掲) (防災安全課)
- ・住民を対象とした、防災講習、ワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び市の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。(防災安全課)

##### 【自主防災組織等の育成】 [8-3]

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団が実施する訓練等を支援するとともに、防災士や災害ボランティアとの連携を図る。  
(防災安全課・市民活動支援課・消防本部警防課)

##### 【災害ボランティアの活動環境の整備】 [2-7]

- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への被災後の復旧活動などの普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。(市民活動支援課)
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座等の活動を実施する。  
(市民活動支援課)
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。  
(政策企画課・市民活動支援課)
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアに関するコーディネーターの養成や普及啓発に努める。  
(福祉推進課・市民活動支援課)

##### 【災害復旧の担い手の確保】 [8-2]

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、県や建設業界団体と連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組(魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等)を推進する。(管財契約課)

### 【出雲市建設業協会との連携強化】 [8-2]

- ・「風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書」を締結している出雲市建設業協会と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。（道路河川管理課・道路河川維持課）

### 【地域コミュニティの維持】 [8-3]

- ・自治協会等が行う自治会加入を促進する取組を支援するとともに、様々な機会を通じて自治会加入を呼びかける。（自治振興課）
- ・外国人住民に対して、地域社会の制度や仕組みをわかりやすく伝え、自治会加入や地域活動等への参加を促進する。（政策企画課・自治振興課）
- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、安心して住み続けられる中山間地域づくりに向け、県、関係団体、地域住民と一体となって取組を推進する。（自治振興課）

## ②防災教育

### 【市職員及び市民に対する防災教育】 [1-4]

- ・市の職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、市民に対し、広報媒体や出前講座等を通じて防災知識の普及啓発を図る。（防災安全課）
- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、市民に普及啓発を図る自主防災組織等の取組を支援する。（防災安全課）
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、外国人住民も参加しやすい防災・減災への取組・研修会の開催に努める。  
（政策企画課・防災安全課）

### 【学校教育における防災教育】 [1-4]

- ・学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、東日本大震災の様子や津波防災教育の取組など、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。  
（学校教育課・児童生徒支援課）

## (11) 老朽化対策

### 【建築物の老朽化対策】 [1-1・1-3・7-1・7-2]

- ・市有建築物の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設所管課において施設の長寿命化等を計画的に進める。（行政改革課・施設所管課）

### 【農林水産公共施設の老朽化対策】 [1-3・5-3]

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める。（農林基盤課・水産振興課）

### 【公共土木施設の老朽化対策】 [1-3・2-2]

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化修繕計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める。（道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において道路施設の維持管理等に関する情報共有等を行いながら、老朽化対策の強化を図っていく。（道路河川管理課・道路河川維持課）

## VII 計画の推進にむけて

---

### 1 計画の推進

本市の国土強靱化に向けては、地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められます。

そのため、本計画の推進に当たっては、他の計画との整合・連携を図り、P D C Aサイクルの体制を用いて計画の着実な推進を図ります。

#### PDCAサイクル

**P l a n** : 先述した【STEP 1】～【STEP 5】を実施し、本市の国土強靱化の指針となる国土強靱化地域計画を策定する。

**D o** : 本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

**C h e c k** : 重要業績指標（K P I）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

**A c t i o n** : 社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、本計画の見直し・改善を行う。

### 2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（K P I）を確認し達成状況を評価します。また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進めます。

## 【別紙1】リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 【建築物の耐震化・老朽空き家対策】

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。  
（行政改革課・福祉推進課・高齢者福祉課・建築住宅課）
- ・空き家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促すとともに、NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める必要がある。  
（建築住宅課）

##### 【防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化】

- ・あらゆる災害のリスクを想定し、安全性を考慮した土地利用を図る必要がある。  
（都市計画課）

##### 【工作物対策】

- ・安全な避難地への迅速な避難を行うため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、障害物となる危険性がある沿道の擁壁・ブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。  
（都市計画課・建築住宅課）
- ・屋外広告物が落下・飛散または倒壊し、被害を拡大させる懸念があるため、屋外広告物設置者（管理者）に対し落下・飛散・倒壊防止対策を促す必要がある。  
（建築住宅課）

##### 【交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応】

- ・島根半島沿岸部は、地震のあった能登半島と同様の特殊な地形であることから、東西の道路網が脆弱であるため、避難ルート・物資輸送ルートの確保が必要である。  
（建設企画課）
- ・災害発生時の緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。  
（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。  
（道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。  
（道路建設課・都市計画課・建築住宅課）

### 【地域の防災力の強化】

- ・ 防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化が必要である。（消防本部警防課）
- ・ 消防団員の確保や自衛消防組織の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。  
（消防本部警防課）
- ・ 小中学校においては、各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び学校行事など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。  
（学校教育課・児童生徒支援課）
- ・ 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。  
（消防本部警防課・総合医療センター病院総務課）
- ・ 外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。（政策企画課・防災安全課）

### 【市民の防災力の強化】

- ・ 災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、防災啓発の充実や防災訓練の実施により、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが必要である。  
（防災安全課・建築住宅課・消防本部予防課）

## 1-2 異常気象等による河川氾濫や広域かつ長期的な浸水被害

### 【河川等の氾濫の防止対策】

- ・ 築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事や適切な維持管理の必要がある。（建設企画課・道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・ 内外水氾濫からの浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資機材等の整備を進める必要がある。（防災安全課）
- ・ 河川の水門・樋門などの河川管理施設の適切な維持管理と老朽化対策を進める必要がある。（農林基盤課・道路河川管理課・道路河川維持課）

### 【内水氾濫の防止対策】

- ・ 内水氾濫を防止するための市河川・水路等の計画的な整備や適切な維持管理が必要である。（建設企画課・道路河川管理課・道路河川維持課・下水道管理課・下水道建設課）
- ・ 氾濫時に住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい情報の提供を図る必要がある。（防災安全課）

### 1-3 土砂災害、がけ崩れ、地すべり等に伴う死傷者の発生

#### 【土砂災害の防止、公共土木施設の安全化】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、地域の災害特性に即した、砂防・治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設のハード整備を県に働きかけるとともに、ハザードマップの周知や土砂災害警戒情報の的確な提供など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた取組が必要である。  
(農林基盤課・森林政策課・建設企画課・防災安全課)
- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。  
(農林基盤課・水産振興課)
- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「出雲市公共施設等総合管理計画」及び個別の「長寿命化修繕計画」に基づき、各施設の長寿命化等を計画的に進める必要がある。  
(道路河川維持課・都市計画課)

#### 【森林整備の実施】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山事業とあわせ森林整備を実施する必要がある。(森林政策課)

### 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【災害関連情報の伝達手段の整備】

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、防災行政無線、防災情報サイト、防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS（X、フェイスブックなど）等、多様な情報伝達手段により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図る必要がある。外国人住民に対しては、多言語化（やさしい日本語を含む）している防災メールの登録促進を図る必要がある。(政策企画課・広報課・情報政策課・防災安全課)
- ・災害に関する広報を市民に行き渡らせるため、報道機関と連携し、多様な手段により広報することが必要である。(広報課)
- ・大規模災害時における通信手段を確保するため、IP無線や衛星電話の配備を強化する必要がある。(防災安全課)
- ・福祉施設等において、情報伝達体制を検証し、情報に応じた避難行動をとれるよう、着実な情報伝達手段の運用を行う必要がある。  
(福祉推進課・高齢者福祉課)

## 【地域防災の充実・強化】

- ・災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者等支援体制を構築することが必要である。

(防災安全課・福祉推進課)

- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(学校教育課・教育施設課)
- ・洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を整備する必要がある。

(防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課)

- ・帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業者等と連携し、その施設や事業所内での帰宅困難者対策を促進することが必要である。

(防災安全課・産業政策課・商工振興課・観光課・インバウンド推進課)

## 【防災意識の向上】

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、市職員及び市民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。

(防災安全課)

- ・災害時の被害を抑えるためには、平時から市民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(防災安全課)
- ・外国人住民が災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、有事に備えた訓練や研修を行う必要がある。(再掲)

(政策企画課・防災安全課)

- ・小中学校においては、各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等の実施、関連教科の学習及び課外活動など幅広い機会を捉えて防災意識をより高めることが必要である。(再掲)

(学校教育課・児童生徒支援課)

- ・保育園・幼稚園・認定こども園・児童クラブ・子育て支援センター等では、災害時に子どもの安全を守れるよう平素から避難訓練を実施するとともに、災害時に迅速に子どもの引き渡しが行えるよう保護者との連絡体制を確立する必要がある。

(子ども政策課・保育幼稚園課)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(再掲)

(消防本部警防課・総合医療センター病院総務課)

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【緊急物資備蓄の促進】

- ・災害により食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、毛布資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄を強化することが必要である。  
(防災安全課)
- ・自助の精神のもと、市民に対して最低3日分の食料及び飲料水の備蓄を促進する必要がある。(防災安全課)
- ・災害時の救援物資等の輸送手段を確保するとともに、物資備蓄・収集拠点の選定・確保を図る必要がある。また、災害時における緊急・救援輸送の円滑化を図るため、平時から関係団体と連携を密にし、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策を確実に実施する必要がある。(防災安全課)
- ・大規模災害時、石油類燃料、LPガスなどを優先的かつ安定的に調達するため、災害協定を締結している業界団体と防災訓練を実施するなど、その強化や実効性を上げることが必要である。(防災安全課)
- ・従業員や児童生徒の一時滞在施設となる事業所や学校等において、施設整備や非常用食料の備蓄などの対策を推進する必要がある。  
(防災安全課・産業政策課・商工振興課・学校教育課)

#### 【救援物資受入れ体制の整備】

- ・災害時被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、平時から関係団体と顔の見える関係を構築し、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策、防災訓練を確実に実施する必要がある。(防災安全課)
- ・災害時における救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、また、緊急医療が必要な重症患者を迅速に医療機関に搬送するため、ヘリコプター離着陸場の随時選定・整備に努める必要がある。(防災安全課・消防本部警防課)
- ・島根半島沿岸部は、地震のあった能登半島と同様の特殊な地形であることから、東西の道路網が脆弱であるため、避難ルート・物資輸送ルートの確保が必要である。  
(再掲) (建設企画課)
- ・災害発生時の緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。(再掲)  
(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課)
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。(再掲) (道路河川管理課・道路河川維持課)
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(再掲)  
(道路河川管理課・都市計画課・建築住宅課)

- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。（道路河川管理課・道路河川維持課）

### 【水道施設の安全化】

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化を着実に進める必要がある。  
（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の拠点となる病院や避難所等の重要給水施設に接続する管路について、重点的に耐震化を行う必要がある。（上下水道局水道施設課）
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。  
（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の安定給水を確保するため、浄水場施設等への自家発電設備の整備を進める必要がある。（上下水道局水道施設課）
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と応急活動の体制強化を図る必要がある。（上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課）
- ・断水が長期化した場合、トイレ、清掃、洗濯などの生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録を促進するとともに、防災井戸の整備について検討する必要がある。  
（防災安全課）
- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制、携帯トイレ及び簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進する必要がある。  
（防災安全課）

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### 【土砂災害の防止、公共土木施設の安全化】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、砂防・治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設拡充のハード整備と的確な避難行動を行うための的確な情報提供を組み合わせることで土砂災害防止対策を推進する必要がある。（農林基盤課・森林政策課・建設企画課・防災安全課）

### 【道路寸断への対応】

- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（農林基盤課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・迂回路として活用できる市道、農道、林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有するとともに、着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（農林基盤課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課）

- ・災害時における救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、また、緊急医療が必要な重症患者を迅速に医療機関に搬送するため、ヘリコプター離着陸場の随時選定・整備に努める必要がある。（再掲）（防災安全課・消防本部警防課）

#### 【食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備】

- ・災害により食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、毛布資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄を強化することが必要である。（再掲）（防災安全課）
- ・自助の精神のもと、市民に対して最低3日分の食料及び飲料水の備蓄を促進する必要がある。（再掲）（防災安全課）
- ・災害時、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、平時から関係団体と顔の見える関係を構築し、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策、防災訓練を確実に実施する必要がある。（再掲）（防災安全課）
- ・大規模災害時、石油類燃料、LPガスなどを優先的かつ安定的に調達するため、災害協定を締結している業界団体と防災訓練を実施するなど、その強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）（防災安全課）

### 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 【広域応援協力体制の強化】

- ・大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、国、県、関係団体と連携を図るとともに、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。（防災安全課・消防本部警防課）
- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると想定されるため、災害対応に必要な体制の強化や各種装備・資機材等を充実させる必要がある。（防災安全課、消防本部警防課）

#### 【地域防災力の充実や強化】

- ・大規模災害時には、防災中枢機能を担う庁舎及び指定避難所に加えて、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、各防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。（防災安全課）
- ・地域防災力を高めるため、防災士との交流や情報共有ができる場を設け、ネットワーク化に取り組み、防災士や地区災害対策本部との連携構築に努める必要がある。（防災安全課）
- ・消防団は地域防災活動の中核を担う存在であるが、団員のなり手不足等課題があることから、対策が必要である。また、大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。（消防本部警防課）
- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備する必要がある。（市民活動支援課）

### 【災害ボランティアの活動環境の整備】

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。（市民活動支援課）
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。（政策企画課）
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアに関するコーディネーターの養成が必要である。また、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。（市民活動支援課）

## 2-4 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### 【帰宅困難者への対応】

- ・大規模地震発生時において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等において、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことができるよう、飲料水や食料等の備蓄や外国人対応を含めた避難誘導體制の構築を促進する必要がある。  
（防災安全課・産業政策課・商工振興課・観光課・インバウンド推進課）
- ・帰宅困難者にも適時・適切な情報提供を行う必要がある。  
（防災安全課・情報政策課）
- ・大規模災害時の学校における児童・生徒の引き渡しが困難な状況となり、長期の学校待機が必要となった場合の対応について、心のケア、食料の確保、宿泊等について検討する必要がある。（学校教育課）

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### 【医療救護体制の強化】

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。  
（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

### 【医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化】

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。  
（医療介護連携課・健康増進課・総合医療センター病院総務課）

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 【下水道施設の耐震化】

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化を計画的に進める必要がある。（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）
- ・公共下水道施設について計画的に老朽化対策及び耐震化を進めるため、改築更新履歴等のデータベース化が必要である。（上下水道局下水道管理課）
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。  
（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

### 【農業・漁業集落排水の機能保全】

- ・農業・漁業集落排水施設等について、機能確保のため施設の老朽化対策等を進める必要がある。（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）
- ・大規模災害発生後に速やかに機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。  
（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

### 【防疫・保健衛生体制の強化】

- ・被災地において環境悪化、感染症等を発生させない対策を講じることが重要であり、感染症が発生した場合には、医療機関や保健所と連携し、即時対応する必要がある。  
（健康増進課・環境政策課）

### 【平時からの予防措置】

- ・災害時には防疫用薬剤及び器具等の調達が困難となることも予想されることから、平時からその確保に努める必要がある。  
（防災安全課・環境政策課）
- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種率の向上を図ることが重要である。  
（健康増進課）

### 【動物愛護管理体制の整備】

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じるおそれがある。（環境政策課）

## 2-7 避難所の機能不足による多数の被災者の健康・心理状態の悪化

### 【避難所の安全確保】

- ・避難者の安全確保を図るため、避難所の耐震化整備を進めるとともに、天井脱落防止や非常用電源の確保等を進める必要がある。  
（防災安全課・建築住宅課）

- ・避難所となるコミュニティセンターや学校施設等の耐災害性の向上を図る必要がある。  
(自治振興課・教育施設課)

### 【被災者の健康管理】

- ・車中泊等によるエコノミークラス症候群の発症やストレス性疾患が多発しないよう、中長期的な健康管理を行う体制を構築する必要がある。  
(健康増進課)
- ・避難時における感染症の感染予防や感染拡大防止を図るため、飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民へ周知、啓発する必要がある  
(健康増進課)

### 【災害ボランティアの活動環境の整備】

- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアに関するコーディネーターの養成が必要である。また、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(再掲)  
(市民活動支援課)
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(再掲)  
(政策企画課)

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機能の大幅な低下

##### 【災害対策本部体制の強化】

- ・ 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生する状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。  
(防災安全課)

##### 【業務継続性の確保】

- ・ 災害により庁舎や職員が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画（BCP）の検証と見直しを行い、実効性向上のための訓練等により、業務継続体制の強化を図る必要がある。（防災安全課）
- ・ 大規模災害時における通信手段を確保するため、IP無線や衛星電話の配備を強化する必要がある。（再掲）（防災安全課）
- ・ 業務の実施・継続には、情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠であり、被災時にできるだけ速やかに復旧を図る必要がある。（情報政策課）

##### 【広域応援協力体制の強化】

- ・ 大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、国、県、関係団体と連携を図るとともに、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。（再掲）  
(防災安全課・消防本部警防課)
- ・ 大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると想定されるため、災害対応に必要な体制の強化や各種装備・資機材等を充実させる必要がある。（再掲）  
(消防本部警防課)

### 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止

##### 【情報通信設備等の非常用電源、燃料の確保】

- ・ 電力の供給停止に備え、情報通信設備の機能維持に必要な非常電源及び燃料を確保する必要がある。（防災安全課・消防本部情報指令課）

##### 【情報通信体制の整備】

- ・ 災害発生直後から警察・消防・避難所、医療機関、その他防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。  
(防災安全課・情報政策課・消防本部情報指令課)

### 【市民等への的確な情報伝達体制の整備】

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、防災行政無線、防災情報サイト、防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS（X、フェイスブックなど）等、多様な情報伝達手段により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図る必要がある。外国人住民に対しては、多言語（やさしい日本語を含む）している防災メールの登録促進を図る必要がある。（再掲）  
（政策企画課、広報課・情報政策課・防災安全課）
- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到等により通信が輻輳した場合、被災地内の親族・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスの利用方法などの定着を図る必要がある。（防災安全課・情報政策課）

## 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

### 【災害情報の伝達手段の多様化】

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、防災行政無線、防災情報サイト、防災メール、緊急速報（エリア）メール、SNS（X、フェイスブックなど）等、多様な情報伝達手段により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図る必要がある。外国人住民に対しては、多言語化（やさしい日本語を含む）している防災メールの登録促進を図る必要がある。（再掲）  
（政策企画課、広報課・情報政策課・防災安全課）

## 5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 【事業者における防災の推進等】

- ・災害発生時や新型コロナウイルスなどの新たなリスク等に対する企業（事業所）の被害軽減と早期の事業再開のため、県や関係機関と連携し、企業（事業所）における事業継続計画（BCP）策定の促進を図ることが必要である。（防災安全課・商工振興課）
- ・企業（事業所）と地域が連携した防災訓練等を促進することが必要である。  
（防災安全課）

#### 【輸送ルートの確保】

- ・島根半島沿岸部は、地震のあった能登半島と同様の特殊な地形であることから、東西の道路網が脆弱であるため、避難ルート・物資輸送ルートの確保が必要である。  
（再掲）（建設企画課）

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

### 【エネルギー供給ルートの確保】

- ・災害発生時の緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）  
（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）（道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）

## 5-3 食料等の安定供給の停滞

### 【食料生産基盤の整備】

- ・農業に係る生産基盤等については、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に進める必要がある。（農林基盤課）

### 【農業基盤施設の安全化】

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林基盤課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林基盤課）

### 【地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進】

- ・遊休農地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農業振興課）

## 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### 【施設の安全化】

- ・大規模自然災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。  
（消防本部予防課）

### 【自立・分散型エネルギーの導入の推進】

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー設備の導入を推進する必要がある。  
(環境政策課)
- ・住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を推進する必要がある。  
(環境政策課)

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 【水道施設の安全化】

- ・大規模災害発生時には、水道管破損等により断水や水圧低下、にごり水の発生が想定されることから、水道施設の耐震化、耐水化を着実に進める必要がある。(再掲)  
(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の拠点となる病院や避難所等の重要給水施設に接続する管路について、重点的に耐震化を行う必要がある。(再掲) (上下水道局水道施設課)
- ・災害時における応急給水のため、十分な貯水量を確保する必要がある。(再掲)  
(上下水道局水道施設課)
- ・災害時の安定給水を確保するため、浄水場施設等への自家発電設備の整備を進める必要がある。(再掲) (上下水道局水道施設課)
- ・災害時の危機管理対策として災害対策マニュアルの充実と応急活動の体制強化を図る必要がある。(再掲) (上下水道局経営企画課・営業総務課・水道施設課)
- ・断水が長期化した場合、トイレ、清掃、洗濯などの生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録を促進するとともに、防災井戸の整備について検討する必要がある。  
(再掲) (防災安全課)

### 【農・工業用水等の供給体制の整備】

- ・工業用水道では、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。  
(上下水道局水道施設課)
- ・農業水利施設は計画的に長寿命対策を実施する必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。また、必要のないため池の廃止等を検討する必要がある。(農林基盤課)

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 【下水道施設の耐震化】

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化を計画的に進める必要がある。(再掲)  
(上下水道局下水道管理課・下水道建設課)

- ・公共下水道施設について計画的に老朽化対策及び耐震化を進めるため、改築更新履歴等のデータベース化が必要である。（再掲）  
（上下水道局下水道管理課）
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。（再掲）  
（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

#### 【農業・漁業集落排水の機能保全】

- ・農業・漁業集落排水施設等について、機能確保のため施設の老朽化対策等を進める必要がある。（再掲）（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）
- ・大規模災害発生後に速やかに機能の維持又は回復を図るため、災害時における復旧支援協力が必要である。（再掲）  
（上下水道局下水道管理課・下水道建設課）

#### 【合併処理浄化槽設置の促進】

- ・災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽からの転換を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。  
（上下水道局下水道管理課）

#### 【し尿処理体制の整備】

- ・災害時は、し尿処理場が被災し、各家庭のし尿が収集できない等により便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境への支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣自治体や業界団体との連携体制を強化する必要がある。（環境施設課）
- ・災害時のし尿処理を適切に行うため、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を強化する必要がある。（防災安全課）

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【交通ネットワークの維持】

- ・島根半島沿岸部は、地震のあった能登半島と同様の特殊な地形であることから、東西の道路網が脆弱であるため、避難ルート・物資輸送ルートの確保が必要である。  
（再掲）（建設企画課）
- ・災害発生時の緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）  
（農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課）
- ・災害発生時の対応に備え、道路照明等道路付帯施設の点検・修繕・更新を着実に実施する必要がある。（再掲）（道路河川管理課・道路河川維持課）

- ・緊急輸送道路等に架かる橋梁や沿道の建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）（道路河川維持課・都市計画課・建築住宅課）
- ・雪寒指定路線において、住民や関係機関等と連携し、除雪計画に基づき確実に除雪作業を実施する必要がある。（道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・迂回路として活用できる市道、農道、林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有するとともに、着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）（農林基盤課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課）

#### 【液状化・崩壊危険地域の予防対策】

- ・大規模地震発生時には、沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、道路施設等においても、それによる被害を防止する必要がある。（農林基盤課・道路建設課・道路河川維持課）
- ・地震発生時に、落石や法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する必要がある。（農林基盤課・道路建設課・道路河川維持課）

#### 【地域内公共交通の維持】

- ・道路の損壊決壊等発生時には、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、迅速な規制及び関係機関との情報共有を行う必要がある。（農林基盤課・道路河川維持課・道路河川維持課）
- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。（交通政策課）

### 6-5 応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

#### 【応急仮設住宅等の確保体制の整備】

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅を迅速に確保できる体制の構築が必要である。（建築住宅課）
- ・避難者の健全な住生活の早期確保のため、公営住宅、民間賃貸住宅及び利用可能な既存住宅の確保のため、関係機関等との連携を強化する必要がある。（建築住宅課）

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 延焼拡大による市街地での大規模火災の発生

#### 【都市の不燃化の推進】

- ・市街地では、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地・建物の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。（都市計画課・建築住宅課）

- ・消防団、自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。  
(消防本部予防課)

### 【建築物の災害予防】

- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。(消防本部予防課)
- ・空家等の所有者等に対して、除却を含め、適切な管理を促すとともに、NPOや民間事業者と連携し、空家の発生を抑え、有効活用を進める必要がある。(再掲)  
(建築住宅課)

## 7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

### 【工作物対策】

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀等の所有者等に対し、耐震対策等に努めるよう促す必要がある。  
(再掲) (都市計画課・建築住宅課)
- ・屋外広告物が落下・飛散または倒壊し、被害を拡大させる懸念があるため、屋外広告物設置者(管理者)に対し落下・飛散・倒壊防止対策を促す必要がある。(再掲)  
(建築住宅課)

### 【通行規制の実施責任者及び実施体制の整備】

- ・二次災害を防止するため道路の損壊発生時には、関係機関と連携し適切な通行規制を行う必要がある。  
(農林基盤課・道路河川管理課)

## 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- ・地震や河川の氾濫が発生した場合、施設が被災し危険物が広範囲に流出する危険性が高いため、危険物施設の管理に関する指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(消防本部予防課)
- ・火薬類施設については、地震等により災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。  
(消防本部予防課)
- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、関係機関及び各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。(消防本部予防課)

**【原子力安全・防災対策の推進】**

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策がとられているが、不断の安全性追求とともに、緊急時の対処能力と安全意識の向上が図られる必要がある。

(防災安全課)

- ・原子力防災対策については、地域の特性を踏まえた島根地域全体の避難計画である「緊急時対応」が策定され、政府の原子力防災会議で了承されているが、避難計画の実効性を高めるための取組を継続していく必要がある。

(防災安全課)

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害時は、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れ、生活環境への支障が生じるおそれがあることから、「出雲市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、近隣自治体や業界団体との連携体制を強化する必要がある。  
(環境施設課)

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害復旧に係る人材の確保・連携】

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手確保・育成対策を行う必要がある。（管財契約課）
- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、関連団体と連携した応急対策を行う必要がある。（防災安全課・道路河川管理課・道路河川維持課）
- ・地震等により被災した宅地及び建築物の危険性を判定し、二次災害等の発生を防ぐ必要があることから、被災宅地危険度判定士の養成等体制の整備と、被災建築物応急危険度判定士の派遣応援等体制の整備が必要である。  
(都市計画課・建築住宅課)

#### 【り災証明書の発行体制の整備】

- ・り災証明発行業務の生産性向上と被災した住民の速やかな生活再建を後押しするため、DXの活用により業務の効率化を図り、り災証明を早期に発行できる体制整備が必要である。  
(防災安全課・総務課・市民税課ほか)

### 8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【地域コミュニティの維持】

- ・自治会等への加入や自治会等の活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されるため、平時から必要なコミュニケーションを図る必要がある。（自治振興課）
- ・中山間地域等では、人口減少の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。  
(自治振興課)

### 【地域防災力の充実や強化】

- ・地域防災力を高めるため、防災士との交流や情報共有ができる場を設け、ネットワーク化に取り組み、防災士や地区災害対策本部との連携構築に努める必要がある。  
(再掲) (防災安全課)

### 【地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進】

- ・遊休農地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(再掲)  
(農業振興課)

## 8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を目的とする地籍調査事業を促進する必要がある。  
(地籍調査課)
- ・災害時、被災者に物資を確実に届けるよう、平時から関係団体と顔の見える関係を構築し、各種災害の応援、物資供給等に関する協定に基づいた応急対策、防災訓練を確実に実施する必要がある。(再掲)  
(防災安全課)
- ・災害発生時の緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、適切な維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。(再掲)  
(農林基盤課・建設企画課・道路建設課・道路河川管理課・道路河川維持課・都市計画課)



2. 関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
2-1被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	物資の適正な備蓄量確保	取組中	取組推進	
	各種協定を締結した民間企業、団体との連携の推進	取組中	取組推進	
	生活環境道路改良事業（3か年事業）計画の事業費ベースでの進捗率	100%	100%	
	「第2次幹線市道整備10か年計画」進捗率	44%	76%	
	公共土木施設の修繕進捗率（健全度Ⅲ）	51%	100%	
	上水道 管路の耐震化率 ※耐震管延長／管路総延長	14.86%	18.49%	
	上水道 基幹管路の耐震化率 ※基幹管路耐震管延長／基幹管路総延長	43.83%	45.40%	
2-2多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	物資の適正な備蓄量確保（再掲）	取組中	取組推進	
	携帯電話の不感エリア箇所数	7	0	
2-3自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団員の充足率（再掲）	89.10%	100%	
	消防団装備（雨衣等）の配備数（累計）【再掲】	0着	1370着	
	消防団施設（コミュニティ消防センター）の整備数（累計）【再掲】	86棟	90棟	
2-4想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足	物資の適正な備蓄量確保【再掲】	取組中	取組推進	
	各種協定を締結した民間企業、団体との連携の推進【再掲】	取組中	取組推進	
2-5医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	総合医療センター等での物資の適正化備蓄量の確保	取組中	取組推進	
	総合医療センターにおける非常用電源装置や燃料確保	取組中	取組推進	
2-6被災地における疫病・感染症等の大規模発生	ストックマネジメント計画の推進	策定済	取組推進	
	農業集落排水施設最適整備構想の推進	策定済	取組推進	
	漁業集落排水施設機能保全計画の推進	策定済	取組推進	
	高齢者インフルエンザ予防接種接種率	56.9%	60.0%	
2-7避難所の機能不足による多数の被災者の健康・心理状態の悪化	「避難所運営実務マニュアル」を策定	策定済	取組推進	

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
3-1行政機能の大幅な低下	出雲市BCPの策定と推進	策定済	取組推進	
	クラウドサービス利用率	3.8%	100.0%	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○			○					○			
○		○	○					○			
○								○			
○								○			
○							○				
○							○				
○			○					○			
		○					○				
○			○								
○			○								
○			○								
○						○					○
○						○					○
○						○					○
○		○				○					
○						○					

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○			○								
○			○								

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
4-1電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止	市庁舎における非常用電源装置や燃料確保	取組中	取組推進	
	防災行政無線戸別受信機の聴取可能な整備エリアの割合【再掲】	100%	100%	
4-2テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	防災行政無線の加入件数及びいづも防災メール、公式LINEの登録件数	62,771件	70,000件	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○			○								
○			○								
○			○				○				

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
5-1サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び経済活動の停滞	市内企業におけるBCP策定の推進	取組中	取組推進	
5-2社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	生活環境道路改良事業（3か年事業）計画の事業費ベースでの進捗率（再掲）	100%	100%	
	「第2次幹線市道整備10か年計画」進捗率（再掲）	44%	76%	
5-3食料等の安定供給の停滞	耕作放棄地の面積	91ha	91ha	
	多面的機能支払交付金の取組面積	5,650ha	5,679ha	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○		○							○		
○								○			
○								○			
○											
○									○		

6. 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
6-1電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	再生可能エネルギーの導入	188,033kW	223,100kW (2030年度)	
6-2上下水道等の長期間にわたる供給停止	上水道 管路の耐震化率【再掲】 ※耐震管延長/管路総延長	14.86%	18.49%	
	上水道 基幹管路の耐震化率【再掲】 ※基幹管路耐震管延長/基幹管路総延長	43.83%	45.40%	
	防災重点ため池の全面改修（耐震化・老朽化対策）	1箇所 (令和4年度末)	5箇所	
	防災重点ため池の廃止	13箇所	35箇所	
6-3汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	ストックマネジメント計画の推進【再掲】	策定済	取組推進	
6-4地域交通ネットワークが分断する事態	生活環境道路改良事業（3か年事業）計画の事業費ベースでの進捗率【再掲】	100%	100%	
	「第2次幹線市道整備10か年計画」進捗率【再掲】	44%	76%	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○		○				○					
○						○					
○						○					
○										○	
○										○	
○						○					
○								○			
○								○			

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
7-1延焼拡大による市街地での大規模火災の発生	消防団員の充足率【再掲】	89.10%	100%	
	消防団装備（雨衣等）の配備数（累計）【再掲】	0着	1370着	
7-2沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	住宅の耐震化率【再掲】	75% (H28年度末)	次期計画策定に合わせ設定	次期建築物耐震改修促進計画策定（R8予定）に併せ次期計画KPIの数値を見直す
7-4原子力発電所事故による放射性物質の流出	「原子力災害に備えた広域避難計画」の策定	策定済	取組推進	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○			○								
○			○								
		○		○							
○					○						

8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ	重要業績評価指標 (KPI)	令和5年度末実績値	令和11年度目標値	備考
8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「出雲市災害廃棄物処理計画」策定	策定済	取組推進	
8-3地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自治会加入世帯数	36,908世帯	37,400世帯	
	小さな拠点づくりに向けた取組（計画済又は策定支援地区の累計数）	2地区	9地区	
	耕作放棄地の面積【再掲】	91ha	91ha	
	多面的機能支払交付金の取組面積【再掲】	5,650ha	5,679ha	
8-4基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍調査事業進捗指数 ※本市調査対象面積は586km <sup>2</sup>	53.38%	58.23%	

事業主体			個別施策分野								
市	県	その他	行政機能・消防	住宅・都市・土地利用	健康・医療・福祉	エネルギー・インフラ	情報通信	交通・物流	産業	国土保全	環境
○											○
○			○								
○			○								
○										○	
○										○	